

奈良県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所		変更 事項	変更年月日
	磯城郡田原本町 大字十六面二三 番地の一			
医療法人母と 子の城 久産 婦人科	(名称) 医療法人母と子 の城 久産婦人 科内科	旧	(名称) 医療法人母と子 の城 久産婦人 科	平成三十年十 二月一日
		新		